

# 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

情報・システム研究機構役員給与規程により、勤勉手当の額については、その成績率を、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、及び各役員の在職期間における実績等を総合的に勘案し、一定の割合の範囲内(6月期:100分の75以上100分の80以下、12月期:100分の70以上100分の75以下)において定めるものとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成22年4月1日から、次のとおり改正した。

- ・ 都市手当の支給割合の経過措置の終了による支給割合の1%引上げ
- ・ 期末手当及び勤勉手当の6月期及び12月期の期別の支給割合が、平成21年12月1日の引き下げ改定前と平準化するように配分する改定

平成22年12月1日から、次のとおり改正した。

- ・ 基本給月額を平均0.2%の減額改定
- ・ 12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.15月分の引下げ改定

理事

平成22年4月1日から、次のとおり改正した。

- ・ 都市手当の支給割合の経過措置の終了による支給割合の1%引上げ
- ・ 期末手当及び勤勉手当の6月期及び12月期の期別の支給割合が、平成21年12月1日の引き下げ改定前と平準化するように配分する改定

平成22年12月1日から、次のとおり改正した。

- ・ 基本給月額を平均0.2%の減額改定
- ・ 12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.15月分の引下げ改定

理事(非常勤)

改定なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

## 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	18,964	11,884	4,865	2,139 (都市手当) 75 (通勤手当)		3月31日	
A理事	17,584	11,020	4,479	1,873 (都市手当) 212 (通勤手当)		3月31日	
B理事	17,515	11,020	4,511	1,983 (都市手当)			
C理事	15,668	11,020	4,089	551 (都市手当) 8 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	1,584	1,584	0	0			※
A監事 (非常勤)	1,200	1,200	0	0		3月31日	
B監事 (非常勤)	996	996	0	0	4月1日		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員支給されているものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## 3 役員退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

業務運営の簡素化、合理化、効率化及び情報化を推進し、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、適正な人件費の管理に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、国からの運営費交付金によることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたっては、職員の勤務成績等を考慮することとしている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。
基本給 (昇給)	昇給日(毎年1月1日)前1年間における勤務成績に応じて上位の号に昇給させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

平成22年4月1日から、次のとおり改正した。

- ・ 都市手当の支給割合の経過措置の終了による支給割合の1% 引上げ
- ・ 1箇月当たり60時間を超えて行われた時間外勤務・休日勤務の勤務1時間当たりの給与額の割増率の改定
- ・ 期末手当及び勤勉手当の6月期及び12月期の期別の支給割合が、平成21年12月1日の引き下げ改定前と平準化するように配分する改定

平成22年12月1日から、次のとおり改正した。

- ・ 医療職基本給表を除いた全ての基本給表を平均0.1%の減額改定(中高年齢層(40歳台以上)が受ける基本給月額に限定して引下げ。指定職基本給表適用職員は0.2%引下げ)

平成18年の給与構造改革に伴う経過措置(平成18年3月31日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。)を受けている職員についても、現給保障額の算定基礎額を0.17%の減額改定(平成21年12月1日に実施した0.24%減額改定と合算して、当初の減給保障額から0.41%の減額改定となる。)

55歳を超える承継職員(一般職基本給表(一)5級及び教育職基本給表4級以下の級の職員、並びに一般職基本給表(二)、医療職基本給表及び指定職基本給表適用職員を除く)について、基本給等の支給額を一定率で減額(△1.5%)。

- ・ 12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.2月分(指定職基本給表適用職員は、0.15月分)の引下げ改定

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 346	歳 45.7	千円 8,170	千円 6,113	千円 157	千円 2,057
事務・技術	人 128	歳 42.6	千円 6,297	千円 4,762	千円 161	千円 1,535
教育職種 (大学教員)	人 216	歳 47.3	千円 9,267	千円 6,882	千円 155	千円 2,385
教育職種 (外国人教師等)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 29	歳 40.3	千円 3,874	千円 2,977	千円 155	千円 897
事務・技術	人 23	歳 37.9	千円 3,299	千円 2,551	千円 164	千円 748
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
特任研究員	人 5	歳 45.1	千円 6,668	千円 5,054	千円 143	千円 1,614

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため、表を省略した。

注3:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)並びに非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため、欄を省略した。

注4:「特任研究員」とは、競争的資金等により実施される研究の研究又は研究支援業務に従事する者をいう。

注5:「技能・労務職種」とは、用務員である。

注6:常勤職員の教育職種(外国人教師等)及び非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

#### [年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人 165	歳 39.4	千円 5,180	千円 5,180	千円 149	千円 0
特任教員	人 16	歳 42.5	千円 8,376	千円 8,376	千円 267	千円 0
特任研究員	人 116	歳 37.4	千円 4,835	千円 4,835	千円 117	千円 0
特任専門員	人 20	歳 46.6	千円 4,704	千円 4,704	千円 209	千円 0
特任技術専門員	人 13	歳 42.2	千円 5,048	千円 5,048	千円 196	千円 0

注1:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため、表を省略した。

注2:事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため、欄を省略した。

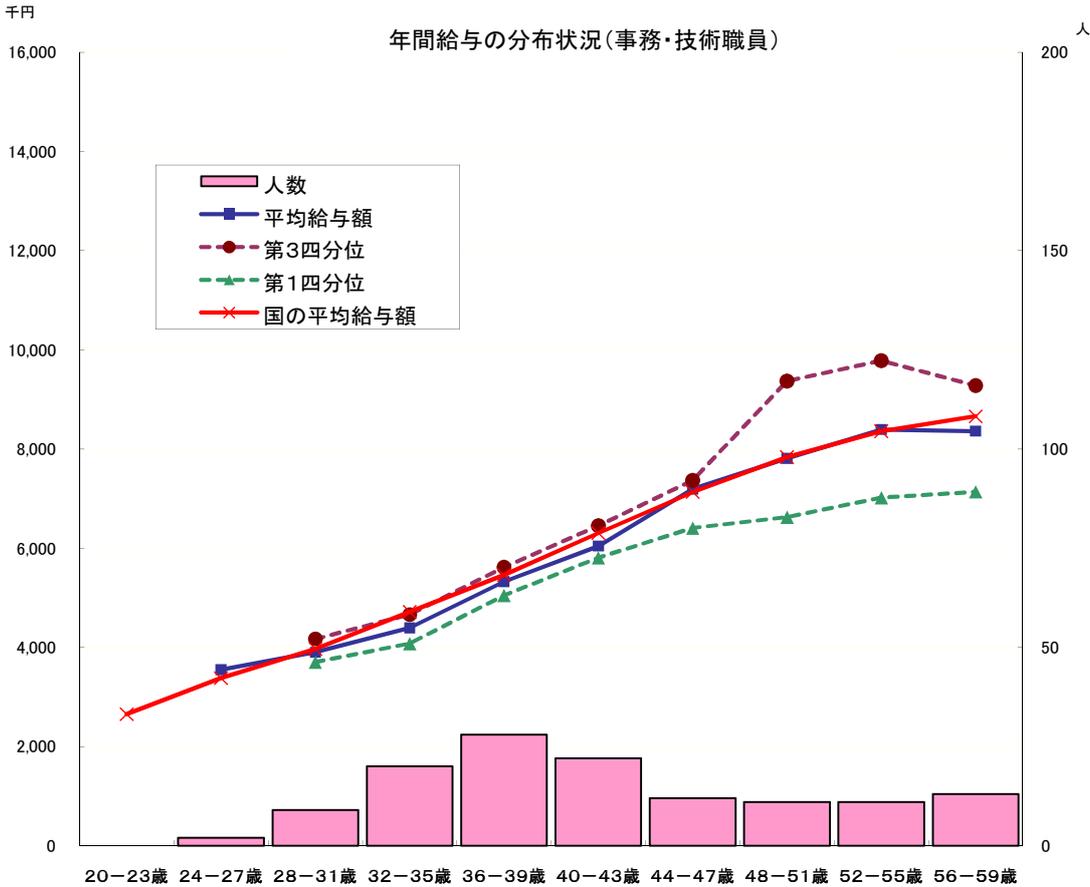
注3:「特任教員」とは、競争的資金等による研究・教育に従事する者をいう。

注4:「特任研究員」とは、競争的資金等により実施される研究又は研究支援業務に従事する者をいう。

注5:「特任専門員」とは、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に従事する者をいう。

注6:「特任技術専門員」とは、高度の技術専門的な知識経験又は優れた技術的見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に従事する者をいう。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

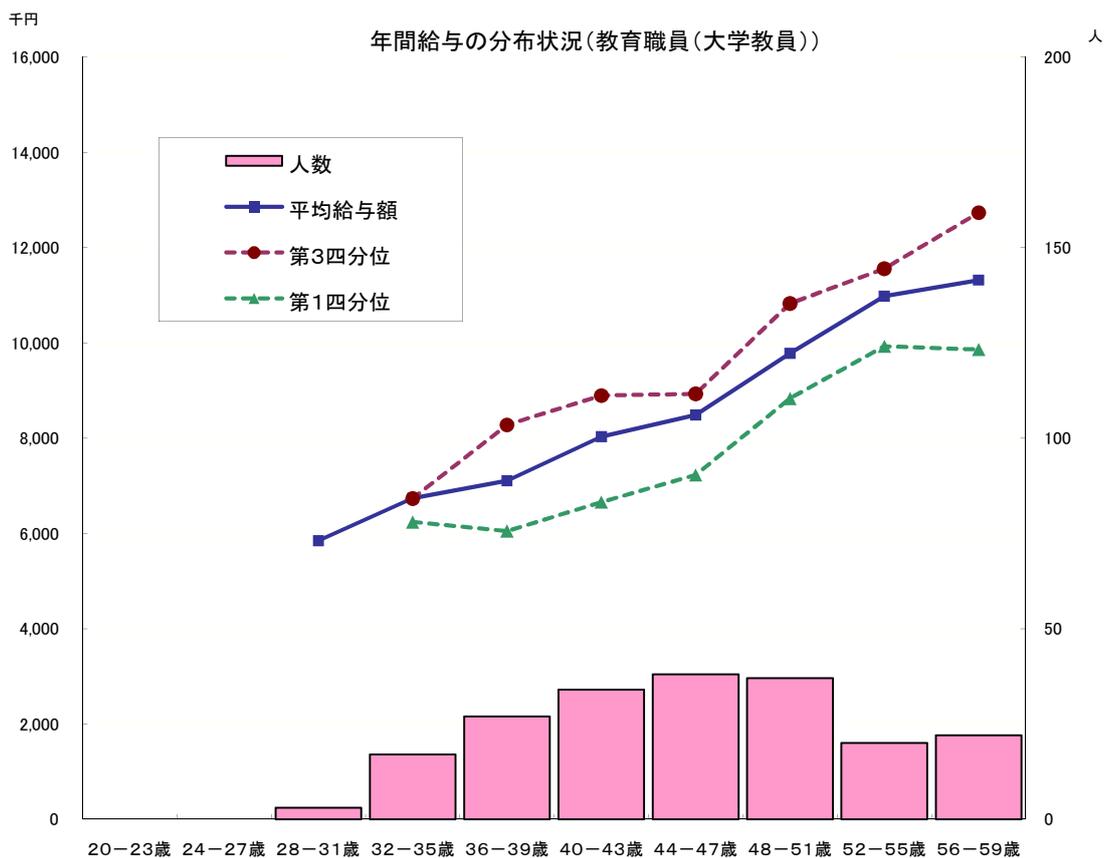


(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
局長	1		—				
部長	5	53.5	10,302		10,464		10,546
課長	11	53.0	9,059		9,318		9,739
課長補佐	16	50.5	6,976		7,209		7,367
係長	52	42.5	5,486		5,950		6,309
主任	8	36.6	4,430		4,730		4,708
係員	35	35.4	3,939		4,445		4,678

注1:「部長」には部長相当職である「次長」、「センター長」及び「副センター長」を、「課長」には課長相当職である「グループ長」、「ディレクター」及び「マネージャー」を、「課長補佐」には課長補佐相当職である「副課長」、「総括チームリーダー」及び「専門員」を、「係長」には係長相当職である「チームリーダー」及び「専門職員」をそれぞれ含む。

注2:局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	81	53.9	10,499	千円	11,341	千円	12,322
准教授	77	45.8	8,382	千円	8,692	千円	9,202
講師	1	—	—	千円	—	千円	—
助教	57	40.2	6,161	千円	6,549	千円	6,781

注:講師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任・係員	係長・主任	課長補佐・係長	課長・課長補佐
人員(割合)	128	6 (4.7%)	28 (21.9%)	61 (47.7%)	15 (11.7%)	3 (2.3%)
年齢(最高～最低)		56～25	41～28	58～34	59～44	57～46
所定内給与年額(最高～最低)		5,387～ 2,531	3,766～ 2,574	5,557～ 3,220	6,130～ 4,703	6,910～ 5,211
年間給与額(最高～最低)		6,984～ 3,320	4,980～ 3,398	7,360～ 4,308	8,293～ 6,457	8,969～ 7,133

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長・部長	局長	局長
人員(割合)		9 (7.0%)	3 (2.3%)	3 (2.3%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		58～48	59～47	58～53	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		7,516～ 6,885	7,797～ 7,705	9,025～ 7,487	}	}
年間給与額(最高～最低)		9,861～ 9,059	10,546～ 10,302	12,343～ 10,182	}	}

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	216	該当者なし (%)	57 (26.4%)	1 (0.5%)	77 (35.6%)	81 (37.5%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		}	54～29	}	62～33	64～35	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	5,940～ 4,108	}	7,365～ 4,820	10,276～ 5,885	}
年間給与額(最高～最低)		}	7,819～ 5,407	}	9,931～ 6,510	14,184～ 8,133	}

注:3級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.4	% 64.0	% 62.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.6	% 36.0	% 37.8
	最高～最低	% 44.9～33.6	% 46.3～30.1	% 45.2～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.8	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.2	% 34.5
	最高～最低	% 47.1～31.6	% 45.4～28.2	% 40.5～29.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.8	% 65.4	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.2	% 34.6	% 36.4
	最高～最低	% 51.6～33.5	% 47.8～30.1	% 49.7～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 67.6	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 32.4	% 34.2
	最高～最低	% 47.1～33.0	% 44.5～29.9	% 40.0～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.6

対他の国立大学法人等

111.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

107.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.6	
	参考	地域勘案 93.3
		学歴勘案 95.7
	地域・学歴勘案 92.2	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であるとする。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 81.2% (国からの財政支出額 19,220,352,000円、支出予算の総額 23,657,600,000円：平成22年度予算)	
	【検証結果】 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて決定しているため、適正なものである。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)	
	【検証結果】	
講ずる措置	今後とも、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて、給与水準の適正の維持に努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との  
給与水準(年額)の比較指標

104.2

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年 度)	前年度 (平成21年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,491,756	千円 3,606,320	千円 (%) △114,564 (△3.2)	千円 (%) — ( — )
退職手当支給額 (B)	千円 144,584	千円 301,265	千円 (%) △156,681 (△52.0)	千円 (%) — ( — )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,516,877	千円 2,444,343	千円 (%) 72,534 (3.0)	千円 (%) — ( — )
福利厚生費 (D)	千円 673,269	千円 637,407	千円 (%) 35,862 (5.6)	千円 (%) — ( — )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,826,486	千円 6,989,335	千円 (%) △162,849 (△2.3)	千円 (%) — ( — )

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」についての対前年度比とその増減要因  
「給与、報酬等支給総額」の対前年度比は3.2%減であるが、これは退職者の後任補充の抑制に努めたことなどによるものである。  
「最広義人件費」の対前年度比は2.3%減であるが、これは昨年度に比べて、定年退職の職員が大幅に少なかったため、「退職手当支給額」が減少したことなどによるものである。
- ② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況
  - i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項  
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
  - ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針  
国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

#### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,044,860	3,923,655	3,857,032	3,665,901	3,606,320	3,491,756
人件費削減率 (%)		△3.0	△4.6	△9.4	△10.8	△13.7
人件費削減率(補正值) (%)		△3.0	△5.3	△10.1	△9.1	△10.5

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項 特になし